

令和7年葉山町議会第2回定例会9月定例会議 提出議案

- | | | | |
|----|---|---|-----------------------|
| 議案 | 33 | 令和7年度葉山町一般会計補正予算（第4号） | 別紙
「補正予算案の概略」 |
| | 34 | 令和7年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | |
| | 35 | 令和7年度葉山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） | |
| | 36 | 令和7年度葉山町介護保険特別会計補正予算（第1号） | |
| | 37 | 令和7年度葉山町下水道事業会計補正予算（第1号） | |
| | 38 | 令和6年度葉山町一般会計歳入歳出決算の認定について | 別紙
「決算の概要」
のとおり |
| | 39 | 令和6年度葉山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | 40 | 令和6年度葉山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | 41 | 令和6年度葉山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | 42 | 令和6年度葉山町下水道事業会計決算の認定について | |
| | 43 | 葉山町公共下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例
別紙「条例の概要」のとおり | |
| | 44 | 葉山町下水道条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | |
| 45 | 葉山町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | | |
| 46 | 葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | | |
| 47 | 葉山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | | |
| 48 | 葉山町真名瀬駐車場条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | | |
| 報告 | 7 | 健全化判断比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に基づく報告 | |
| | 8 | 資金不足比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に基づく報告 | |
| | 9 | 令和6年度葉山町下水道事業会計継続費精算報告書
地方公営企業法施行令第18条の2第2項に基づく報告 | |
| | 10 | 専決処分の報告について
クリーンセンター塵芥収集車と出合い頭になった原動機付自転車が転倒したことに対する損害賠償 | |
| | 11 | 専決処分の報告について
クリーンセンター塵芥収集車が民地の塀を損壊させたことに対する損害賠償 | |

令和7年度9月補正予算の概要

(単位:千円)

会 計 名		補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額
一 般 会 計		13,650,407	552,137	14,202,544
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	3,509,157	7,225	3,516,382
	後 期 高 齢 者 医 療	1,315,578	68,772	1,384,350
	介 護 保 険	3,462,576	106,170	3,568,746
	小 計	8,287,311	182,167	8,469,478
下 水 道 事 業 会 計		3,032,510	-	3,032,510
合 計		24,970,228	734,304	25,704,532

1 一般会計

(1)歳入

- ▶ 地方交付税 △37,299 千円
 普通交付税の交付額決定に伴う更正減
- ▶ 国庫支出金 6,814 千円
 子ども・子育て支援事業費補助金（社会福祉費補助金） 1,272 千円
 子ども・子育て支援交付金 1,623 千円
 子ども・子育て支援事業費補助金（老人福祉費補助金） 2,992 千円
 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金 927 千円
- ▶ 県支出金 4,927 千円
 子ども・子育て支援交付金 500 千円
 市町村立学校働き方改革加速化補助金 4,427 千円
- ▶ 財産収入 1,151 千円
 防災広場貸付料 △538 千円
 旧葉山はばたき貸付料 1,689 千円
- ▶ 繰越金 576,544 千円
 前年度剰余金

(2)歳出

- ▶ 一般事務運営事業 359 千円
 公用車等における NHK 受信料の更正増

1	➤ 法規訟務経費.....	337 千円
2	葉山町一色字日影に所在する河川に関する筆界確定等請求事件の確定に伴う	
3	代理人弁護士報酬	
4	➤ 基金積立金	490,000 千円
5	前年度剰余金を原資とした基金積立金の更正増	
6	財政調整基金積立金の更正増	200,000 千円
7	公共公益施設整備基金積立金の更正増	290,000 千円
		財政調整基金 公共公益施設整備基金
	前年度末残高	1,119,205 千円 2,441,909 千円 ①
	補正前 今年度末残高見込	801,343 千円 1,963,874 千円 ②
	今回補正額	200,000 千円 290,000 千円 ③
	補正後 今年度末残高見込	1,001,343 千円 2,253,874 千円 ①+②+③
8	➤ 神奈川県町村情報システム共同事業.....	5,408 千円
9	子ども・子育て支援金制度対応に伴うシステム改修経費	4,264 千円
10	就労選択支援の創設による障害者福祉サービス対応に伴うシステム改修経費	
11		209 千円
12	妊婦のための支援給付対応に伴うシステム改修経費	935 千円
13	➤ 母子保健事業.....	2,000 千円
14	産後ケア委託料の更正増	
15	➤ ゼロ・ウェイスト推進事業.....	622 千円
16	使用済み紙おむつ等の拠点回収ボックス購入費	
17	➤ 一般事務費（清掃総務費）	584 千円
18	浄化槽設置整備事業に対し交付された国補助金の返還	
19	➤ クリーンセンター運営事業.....	587 千円
20	クリーンセンター内の Wi-Fi 環境等整備経費	
21	➤ クリーンセンター再整備事業.....	202 千円
22	クリーンセンター再整備工事が工期延長になったことに伴う会計年度任	
23	用職員報酬等の更正増	
24	➤ 一般事務費（塵芥処理費）	2,307 千円
25	クリーンセンター再整備工事に対し交付された国補助金の返還	
26	➤ 教育センター維持管理事業.....	28,589 千円
27	教育総合センター太陽光設備設置工事	
28	➤ 教育情報ネットワーク管理事業	7,019 千円
29	町立小・中学校のネットワーク回線等の環境改善関連経費	

- 1 ▶ 小学校施設管理事業..... 3,753 千円
 2 町立小学校の電話環境に音声ガイダンス機能及び通話録音機能を導入
 3 ▶ 中学校施設管理事業..... 1,909 千円
 4 町立中学校の電話環境に音声ガイダンス機能及び通話録音機能を導入
 5 ▶ スポーツ振興事業 491 千円
 6 東京デフリンピック 2025 出場選手（2 名）の応援等に関する経費
 7 ▶ 予備費（歳入歳出額の調整） 7,970 千円

8 (3)債務負担行為（追加）

事業名	期 間	限度額
ごみ収集事業 一般廃棄物収集運搬業務委託 (軽車両コース)	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	108,764 千円
公園管理事業 (堀内防災広場内に設置する有料駐車場「葉山町 木の下駐車場」の整備・運営)	令和 7 年度から 令和 14 年度まで	13,000 千円

9
10

11 2 国民健康保険特別会計

12 (1)歳入

- 13 ▶ 繰越金..... 7,225 千円
 14 前年度剰余金

15 (2)歳出

- 16 ▶ 国民健康保険事業運営基金積立金事業 7,000 千円
 17 国民健康保険事業運営基金積立金の更正増

国民健康保険事業運営基金	
前年度末残高	46,330 千円 ①
補正前 今年度末残高見込	116,422 千円 ②
今回補正額	7,000 千円 ③
補正後 今年度末残高見込	123,422 千円 ②+③

- 18 ▶ 予備費（歳入歳出額の調整） 225 千円
 19
 20

1 **3 後期高齢者医療特別会計**

2 (1)歳入

- 3 ▶ 繰越金..... 68,772 千円
4 前年度剰余金

5 (2)歳出

- 6 ▶ 予備費（歳入歳出額の調整）..... 68,772 千円
7
8

9 **4 介護保険特別会計**

10 (1)歳入

- 11 ▶ 国庫支出金..... 5,890 千円
12 介護給付費負担金（過年度分） 2,466 千円
13 地域支援事業交付金（過年度分） 3,424 千円
14 ▶ 支払基金交付金..... 3,920 千円
15 介護給付費負担金（過年度分）
16 ▶ 繰越金..... 96,360 千円
17 前年度剰余金

18 (2)歳出

- 19 ▶ 介護保険給付費等基金積立金..... 78,000 千円
20 介護保険給付費等支払基金積立金の更正増

介護保険給付費支払基金

前年度末残高	216,529 千円 ①
補正前 今年度末残高見込	150,074 千円 ②
今回補正額	78,000 千円 ③
補正後 今年度末残高見込	228,074 千円 ②+③

- 21 ▶ 諸支出金..... 1,844 千円
22 第1号被保険者保険料還付金経費の更正増 896 千円
23 国・県支出金等返還金 948 千円
24 ▶ 予備費（歳入歳出額の調整）..... 26,326 千円
25

1 5 下水道事業会計

2 (1) 継続費 (追加)

事業名	総額	年度	年割額
葉山町下水道ウォーターPPP (処理場等コンセッション) 事業 【建設改良】	12,100,000 千円	令和7年度	0
		令和8年度	0
		令和9年度	517,000 千円
		令和10年度	531,000 千円
		令和11年度	604,000 千円
		令和12年度	715,000 千円
		令和13年度	700,000 千円
		令和14年度	827,000 千円
		令和15年度	897,000 千円
		令和16年度	320,000 千円
		令和17年度	270,000 千円
		令和18年度	538,000 千円
		令和19年度	827,000 千円
		令和20年度	790,000 千円
		令和21年度	407,000 千円
		令和22年度	361,000 千円
		令和23年度	595,000 千円
		令和24年度	606,000 千円
		令和25年度	646,000 千円
令和26年度	648,000 千円		
令和27年度	644,000 千円		
令和28年度	657,000 千円		

3 (2) 債務負担行為 (追加)

事業名	期間	限度額
葉山町下水道ウォーターPPP (処理場等コンセッション) 事業 【運營業務】	令和7年度から 令和28年度まで	9,900,000 千円

4

一般会計補正予算の内訳

○歳入

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
町 税	6,141,631	45.0		6,141,631	43.2
地 方 譲 与 税	63,001	0.5		63,001	0.4
利 子 割 交 付 金	4,000	0.0		4,000	0.0
配 当 割 交 付 金	55,000	0.4		55,000	0.4
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	60,000	0.4		60,000	0.4
法 人 事 業 税 交 付 金	53,000	0.4		53,000	0.4
地 方 消 費 税 交 付 金	700,000	5.1		700,000	4.9
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	20,000	0.1		20,000	0.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0		1	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	15,000	0.1		15,000	0.1
地 方 特 例 交 付 金	34,000	0.2		34,000	0.2
地 方 交 付 税	1,380,000	10.1	△ 37,299	1,342,701	9.5
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000	0.0		4,000	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	50,362	0.4		50,362	0.4
使 用 料 及 び 手 数 料	176,751	1.3		176,751	1.2
国 庫 支 出 金	1,830,951	13.4	6,814	1,837,765	12.9
県 支 出 金	983,373	7.2	4,927	988,300	7.0
財 産 収 入	15,281	0.1	1,151	16,432	0.1
寄 附 金	140,000	1.0		140,000	1.0
繰 入 金	817,904	6.0		817,904	5.8
繰 越 金	200,000	1.5	576,544	776,544	5.5
諸 収 入	373,652	2.7		373,652	2.6
町 債	532,500	3.9		532,500	3.7
合 計	13,650,407	100.0	552,137	14,202,544	100.0

○歳出(目的別)

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
議 会 費	186,937	1.4		186,937	1.3
総 務 費	2,126,221	15.6	496,104	2,622,325	18.5
民 生 費	5,178,759	37.9	2,000	5,180,759	36.5
衛 生 費	1,750,802	12.8	4,302	1,755,104	12.4
農 林 水 産 業 費	55,099	0.4		55,099	0.4
商 工 費	187,422	1.4		187,422	1.3
土 木 費	1,294,348	9.5		1,294,348	9.1
消 防 費	767,765	5.6		767,765	5.4
教 育 費	1,457,856	10.7	41,761	1,499,617	10.6
災 害 復 旧 費	1,000	0.0		1,000	0.0
公 債 費	602,360	4.4		602,360	4.2
予 備 費	41,838	0.3	7,970	49,808	0.4
合 計	13,650,407	100.0	552,137	14,202,544	100.0

*各表の構成比は、表示単位未満の端数整理により、合計が100%とならない場合があります。

条例の概要

題 名

葉山町公共下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

1 趣 旨

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 18 条の規定に基づき、公共下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関し必要な事項を定めることとした。

2 内 容

公共下水道施設の公共施設等運営権に関し、次の事項を定めることとした。

- (1) 民間事業者の選定の手続
- (2) 公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) その他必要な事項

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (2) 選定事業者の選定の手続その他の行為、公共施設等運営権の設定その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができることとした。
- (3) 公共施設等運営権を設定したときの使用料に係る規定並びに使用料及び利用料金の徴収について必要な事項を整備するため、葉山町下水道条例を改正することとした。

条例の概要

題 名

葉山町下水道条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

公共下水道事業の健全な経営を維持し、下水道施設の更新を計画的に進めること等を目的とした下水道使用料の見直し及び災害その他の非常の場合における排水設備等の復旧工事の円滑な実施を図るため、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 排水設備等の工事は、町長が指定した指定工事店でなければ行うことができないことになっているが、災害その他の非常の場合において本町が被災した場合は、排水設備等の復旧工事が円滑に行えるよう、他の市区町村長の指定を受けた指定工事店であっても排水設備等の新設等工事を行うことができることとした。
- (2) 公共下水道事業の健全な経営を維持し、下水道施設の更新を計画的に進めるうえで必要な財源の確保及び社会経済の変化に対応できるよう、使用料体系を見直すこととした。

3 施行期日等

- (1) この条例は公布の日から施行することとした。ただし、改正後の第 15 条第 1 項及び第 2 項の表の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (2) 令和 8 年度及び令和 9 年度の下水道使用料については、使用料の上昇を緩和する措置を講じることとした。

条例の概要

題 名

葉山町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

公職選挙法施行令の改正により選挙運動用のビラ及びポスター作成の公費負担額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) ビラ作成に係る公費負担額を 7 円 73 銭から 8 円 38 銭に引き上げることとした。
- (2) ポスター作成に係る公費負担額を 541 円 31 銭から 586 円 88 銭に引き上げることとした。

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) 改正後の規定は、施行の日以後に告示される選挙から適用させることとし、同日前までに告示された選挙は従前の例によることとした。

条例の概要

題 名

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

1 趣 旨

国が進める基幹業務システムの標準化に伴いシステムの仕様が変わり、今まで行っていた住登外者の情報の管理について新たに条例で規定する必要があるため、所要の改正を行うこととした。

※住登外者宛名番号管理機能

住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者）を地方公共団体内で一意に特定するため、住登外者宛名番号を付番し、及び管理する機能。

従来は、必要に応じ各業務システムごとに管理していた宛名番号を住登外者宛名番号管理機能により統一するもの。

2 内 容

- （1）個人番号の独自利用を行う事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加することとした。
- （2）特定個人情報の庁内連携を行う事務又は同一地方公共団体内の他機関（教育委員会等）への情報提供を行う事務として住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加することとした。
- （3）法定事務等の庁内連携において、住登外者宛名情報（特定個人情報）を利用できることとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、令和 7 年 10 月 1 日から部分休業制度が拡充されることに伴い所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 現行の部分休業は勤務時間の始め又は終わりに 30 分単位で 2 時間を超えない範囲内で取得できるものだが、勤務時間の始め又は終わりに限らず 30 分単位で取得できることとした（第 1 号部分休業）。
- (2) 1 年につき 77 時間 30 分（10 日相当）を超えない範囲内の部分休業を選択により取得することができることとした（第 2 号部分休業）。
- (3) 育児休業を取得する職員は、(1) (2) のいずれかを選択することとした。

<p>【改正前】 旧部分休業</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1 日につき 2 時間の範囲内・ 30 分単位・ 勤務時間の始め又は終わり		<p>【改正後】</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 第 1 号部分休業<ul style="list-style-type: none">・ 1 日につき 2 時間の範囲内・ 30 分単位・ 取得時間帯に制限なし(2) 第 2 号部分休業<ul style="list-style-type: none">・ 1 年につき 10 日相当の範囲内・ 1 時間単位（1 日の取得も可）・ 取得時間帯に制限なし <p>※ (1) (2) のいずれかを選択</p>
---	---	---

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行することとした。
- (2) 令和 7 年度中に取得できる第 2 号部分休業の取得時間は、勤務時間の 5 日相当分とすることとした。

条例の概要

題 名

葉山町真名瀬駐車場条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

堀内防災広場に町営駐車場を設置することに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 条例の題名を「葉山町町営駐車場管理条例」に改めることとした。
- (2) 堀内防災広場の下段に町営駐車場を設置することに伴い、第2条の表に葉山町木の下駐車場を追加するとともに、別表に使用料を定めることとした。

3 施行期日等

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。なお、この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができることとした。